

役割分担の類型別(※)

※地方分権改革推進委員会第1次勧告によるメルクマール

**【重複型】**  
 事務・権限が法令上一つの主体に専属しておらず、市町村・県・国がそれぞれ処理することが許容されているもの。

**【分担型】**  
 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって市町村、県、国がすでに「一定の役割で分担」しているもの。

課題

【行政の視点】

- ・市町村と県が二重にリソース(人・財源)を投資している。
- ・地域における行政サービスの供給量が調整されず、過剰となるおそれがある。

【住民の視点】

- ・身近な主体が実施することにより、利便性の向上を図るべき。
- ・意思決定や許認可等の時間は、できるだけ短縮されるべき。

検討部会の意見

- 1 市町村と県の役割が明確に区別できない事務事業があるのではないか。
- 2 市町村と県が互いの業務等を確認しつつ、連携・協働しながら効率的にサービスを提供すべきではないか。
- 3 市町村が担うことが適当な場合でも、県は、広域的な事例の紹介や専門的な分野を担うなど、市町村を支援(補完)する役割があるのではないか。

検討部会の意見

- 1 法令により市町村と県(国)の役割が区分され、住民サービスを複数の主体が提供するの、非効率ではないか。
- 2 住民の近くで行政サービスを提供することが、法令で認められていない(制限されている)ものがあるのではないか。

解決の方向

- 1 「市町村優先の原則」や「補完性の原理」に基づく事務事業の協議・調整
- 2 予算編成や政策評価等における自己点検の実施
- 3 県による市町村の規模・体制に応じた支援(補完)の協議・調整

解決の方向

- 1 国は、本来の役割である外交、防衛、通貨、司法等に限定
- 2 補助負担金を縮小・廃止し、地方の実情に応じて裁量権が発揮できるよう見直し
- 3 地方の自由度を高める法体系への転換

エリア(市町村)	対象者
○同じエリアでの重複を解消 (例:エリア内にある窓口、施設の一元化 など)	○同一の者や団体等を対象とする重複を解消 (例:補助・助成等の一元化 など)

役割分担の見直し	税財源の見直し
○国から地方への権限移譲の推進 (例:国から県への移譲、県から市町村への移譲)	○補助負担金の見直しによる裁量権の発揮 (例:制約のある補助金・交付金の縮小・廃止)

今後の取組の視点

【役割分担】

- 1 国は、本来の役割を越えて事務事業を実施しているのではないか。
- 2 県は、市町村優先の原則からみて、本来市町村が担うべき分野まで行政サービスを提供しているのではないか。
- 3 市町村と県の役割分担を整理しても、グレーゾーンは残るのではないか。

【事務事業の把握】

- 1 市町村と県が、互いの事務事業を把握していない状況では、常に二重行政が生じるおそれがある。
- 2 県が、その本来の役割である市町村の補完を適切に行っていくためには、市町村の事務事業を把握することが前提となる。

【協議・調整】

- 1 二重行政の解消にとどまらず、市町村と県の政策が相乗的な効果を発揮するための調整の場が必要ではないか。
- 2 地域経営の視点からも、市町村と県は、これまで以上に一層連携していく必要があるのではないか。

県と市町村の協議調整の場が必要